

指名停止等措置要綱に基づく指名停止中の業者は以下のとおりです。

令和5年5月8日現在

指名停止業者	本店所在地	措置期間	措置理由	措置要件
水道機工（株）	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号	令和5年3月22日から 令和5年7月21日まで（4か月）	建設業法違反	措置要綱別表第2（7）
（株）水機テクノス	東京都世田谷区桜丘五丁目48番16号	令和5年3月22日から 令和5年7月21日まで（4か月）	建設業法違反	措置要綱別表第2（7）
青木あすなろ建設（株）	東京都千代田区神田美土代町1	令和5年5月8日から 令和5年7月7日まで（2か月）	建設業法違反	措置要綱別表第2（7）